

さいたま市契約公報 第 1 4 号 令和 6 年 7 月 3 1 日 発行	発行所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市役所 (財政局契約管理部契約課)
--	--

目 次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2 件）

- 再生コピー用紙（A 4）（単価契約）…………… 2
- さいたま市電子入札システム（物品等）用機器賃貸借…………… 5

特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市認証システム賃貸借（R 7 年度更新分）…………… 9
- ・さいたま市情報通信基盤WAN機器賃貸借（R 7 更新）…………… 9
- ・さいたま市電子文書管理システム機器賃貸借…………… 9
- ・さいたま市福祉・児童システム等サーバ賃貸借…………… 1 0
- ・さいたま市放課後児童クラブシステム機器等賃貸借…………… 1 0
- ・さいたま市図書館電算システムパソコン機器等賃貸借…………… 1 0

競争入札参加資格審査に関する告示（3 件）

- 令和 7・8 年度競争入札参加資格等（建設工事等）に関する告示…………… 1 0
- 令和 7・8 年度競争入札参加資格等（物品等）に関する告示…………… 2 5
- 令和 7・8 年度小規模修繕業者登録に関する告示…………… 3 5

一般競争入札の告示（6 件）

- さいたま市情報システムに係る業務継続マネジメント業務…………… 3 7
- 再生コピー用紙（A 3）（単価契約）…………… 4 0
- さいたま市固定資産評価システムハードウェア賃貸借…………… 4 3
- さいたま市災害時医療機関情報収集・保健医療体制整備事業
タブレット型端末等賃貸借…………… 4 6
- さいたま市桜環境センターアルミプレス売却…………… 4 9
 - さいたま市東部環境センターアルミプレス売却…………… 4 9
 - さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却…………… 4 9
 - さいたま市桜環境センタースチールプレス売却…………… 4 9
 - さいたま市東部環境センタースチールプレス売却…………… 4 9
 - さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却…………… 4 9
- さいたま市古繊維類売買業務（西・中央区）…………… 5 3
 - さいたま市古繊維類売買業務（西・北・中央区）…………… 5 3
 - さいたま市古繊維類売買業務（見沼・緑・岩槻区）…………… 5 3
 - さいたま市古繊維類売買業務（桜・浦和区外）…………… 5 3

競争入札参加資格関連の告示（1 件）

- 令和 6 年度自動販売機等設置場所貸付事業の参加資格に関する告示…………… 5 6

〔水道局〕

特定調達契約に係る一般競争入札の中止（１件）

○さいたま市水道局馬宮配水場外 7 2 か所で使用する電気…………… 5 8

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第 8 8 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 6 年 7 月 3 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

再生コピー用紙（A 4）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所、市内各市立学校、市内各市立保育園

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 2 0, 1 9 2 箱

イ 特質等 入札説明書のとおり

(4) 契約期間

令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和 6 年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「事務用品・什器」内の営業種目「紙製品」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 6 年 8 月 1 4 日（水）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

公告の日から令和6年8月26日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年9月2日（月）及び令和6年9月3日（火）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年9月10日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月11日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月11日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048 (829) 1179 FAX 048 (829) 1986

ウ 受付時間

休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender:

Approximately 20,192 cases of A4 Size Copy Paper

- (2) Date and time of tender:

September 11, 2024, 2:00 p.m.

- (3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第 89 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 6 年 7 月 31 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

さいたま市電子入札システム（物品等）用機器賃貸借

- (2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

- (3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和6年8月14日（水）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と一契約で、端末機器（ノート型パソコン）を50台以上納入する賃貸借契約（保守含む。）を締結し、公告日の前過去5年間に於いて、当該契約における借入期間の履行完了又は公告日現在において履行中である者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/005/p115178.html>

- (2) 交付期間

公告の日から令和6年8月23日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札書の到達期限において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

公告の日から令和6年8月23日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和6年9月6日（金）及び同年9月9日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留等）による提出とする。

イ 単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（保守費用等、当該業務にかかる経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

本入札は、以下の方法により入札書の提出をするものとする。

ア 到達期限

令和6年9月12日（木）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい

たま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和６年９月１８日（水）午前１０時００分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤６－４－２１　ときわ会館３階第３会議室

(5) 開札への立ち会いに関する事項

入札者又はその代理人は、事前に申請をした場合に限り、開札時に立ち会うことができる。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１５条に該当する入札は無効とする。

(8) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　０４８（８２９）１１７５　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８（８２９）１１７９　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９８６

ウ 受付時間

休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

LGWAN terminals, etc. for electronic bidding system

(2) Date and time of tender:

September 18, 2024, 10:00 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1175 Fax: 048-829-1986

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第90号

次のとおり落札者等について公示します。

令和6年7月31日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①90-1 ②さいたま市認証システム賃貸借（R7年度更新分） 一式 ③さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和6年5月30日 ⑤FLCS株式会社関東信越支店 支店長 大塚嘉浩 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 ⑥1,091,197,360円（総額） ⑦一般競争入札 ⑧令和6年4月15日さいたま市公告（調達）第44号

①90-2 ②さいたま市情報通信基盤WAN機器賃貸借（R7更新） 一式 ③さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和6年6月10日 ⑤ネットワンスシステムズ株式会社本社 執行役員東日本第1事業本部長 上野潤二 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー ⑥65,945,000円（月額） ⑦随意契約 ⑧令和6年4月15日さいたま市公告（調達）第45号 ⑨地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

①90-3 ②さいたま市電子文書管理システム機器賃貸借 一式 ③さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和6年6月19日 ⑤三菱HCキャピタル株式会社本社 執行役員 安栄香純 東京都千代田区丸の内1-5-1 ⑥10,960,290円

(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和6年4月30日さいたま市公告(調達)第53号

①90-4 ②さいたま市福祉・児童システム等サーバ賃貸借 一式 ③さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和6年6月19日 ⑤株式会社J E C C 本社 営業統括本部長 飯倉義一 東京都千代田区丸の内3-4-1 ⑥6, 118, 200円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和6年4月30日さいたま市公告(調達)第54号

①90-5 ②さいたま市放課後児童クラブシステム機器等賃貸借 ③さいたま市子ども未来局子育て未来部放課後児童課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和6年6月12日 ⑤FLCS株式会社関東信越支店 支店長 大塚嘉浩 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 ⑥2, 090, 000円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和6年4月30日さいたま市公告(調達)第57号

①90-6 ②さいたま市図書館電算システムパソコン機器等賃貸借 一式 ③さいたま市教育委員会中央図書館管理課 さいたま市浦和区東高砂町11-1 ④令和6年6月13日 ⑤株式会社サン・データセンター 代表取締役 庄司俊治 神奈川県横須賀市小川町14-1 ニッセイ横須賀センタービル7階 ⑥7, 502, 198円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和6年4月30日さいたま市公告(調達)第61号

○競争入札参加資格審査に関する告示

さいたま市告示第1294号

さいたま市水道局告示第99号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和7年度及び令和8年度において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負(以下「建設工事」という。)、設計、調査及び測量の業務の委託(以下「設計・調査・測量」という。)並びに道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託(以下「土木施設維持管理」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその申請方法等を定めたので、施行令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月26日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者とする。

2 競争入札に参加することができない者

(1) 資格者名簿に登載された者(以下「名簿登載者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

ア 施行令第167条の4第1項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者(以下「市長等」という。)が不適格であると認める者

(2) 建設工事において、名簿登載者が、資格者名簿に登載された建設業の種類(以下「業種」という。)について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可(以下「建設業許可」という。)を受けていないとき。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていないとき。

(3) 測量の業務について、名簿登載者が、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録(以下「測量業者登録」という。)を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

(4) 建築関連コンサルタント業務について、名簿登載者が、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録(以下「建築士事務所登録」という。)を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

(5) 建設工事及び土木施設維持管理について、名簿登載者が、次のいずれかの届出を行っていないとき(当該届出の義務がない者を除く。)は、競争入札に参加することができない。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

3 資格審査を受けることができない者

(1) 2の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者

(2) 15(1)エ、オ又は(2)イに該当する者として抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者

(3) 国税(消費税及び地方消費税並びに法人にあつては法人税、個人事業主にあつては申告所得税及び復興特別所得税)について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(4) 地方税(法人にあつては法人市民税、個人事業主にあつては個人市民税。ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。)について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(5) 経常建設共同企業体(経常JV)として資格審査を受けようとする者

(6) 次に掲げる者は、その資格の有効期間内において資格審査を受けることができない。

ア 一度資格審査を受けた業種又は業務を他の業種又は業務に変更しようとする者

イ 一度資格審査を受けた業種又は業務について、再度資格審査を受けようとする者

ウ 有効期間内に申請することができる業種の上限まで既に申請を行った者

4 資格審査の申請区分等

(1) 建設工事

ア 資格審査は、次表に掲げる業種ごとに行う。

土木工事業	建築工事業	大工工事業
左官工事業	とび・土工工事業	石工事業
屋根工事業	電気工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業
内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業
電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業
清掃施設工事業	解体工事業	

イ 申請することができる業種の数、主たる営業所（建設工事にあつては、建設業許可に係る主たる営業所をいい、建設工事以外の申請区分にあつては、本店又は本社等をいう。以下同じ。）及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について申請することはできない。

(2) 設計・調査・測量

ア 資格審査は、次表に掲げる業務ごとに行う。

測量	建築関連コンサルタント	地質調査
補償コンサルタント	建設コンサルタント	その他

イ 営業所ごとに同じ業務について申請することはできない。

(3) 土木施設維持管理

申請することができる営業所は、主たる営業所又は代理人を置く営業所のいずれか一つとする。

5 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

ア 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、電子情報処理組織（参加自治体に属する知事、市長、町長又は村長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して競争入札参加資格申請（以下「電子申請」という。）をするものとする。

イ 埼玉県電子入札共同システムに登録がない者による申請（以下「新規申請」という。）については、4に掲げる申請区分に応じて、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に別表1に掲げる書類を添えて、市長等に電子申請するものとする。

ウ 埼玉県電子入札共同システムに登録がある者による申請（以下「更新申請」という。）については、4に掲げる申請区分に応じて、別表1に掲げる書類を添えて、市長等に電子申請するものとする。

エ 電子申請に使用できる漢字は、J I S 第一水準及び第二水準とする。申請内容（人名及び法人名を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。

オ 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行うものとする。

カ 申請書類は、共同受付窓口である埼玉県への提出をもって、市長等に申請したものとみなす。

キ 市長等は、特に必要があると認めるときは、別表 1 にかかわらず、申請の際の書類を別に定めることができる。

(2) 申請書等の取得方法

申請者に対し、次のとおり申請書等を配布する。

埼玉県ホームページからダウンロード

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>

(3) 資格審査の申請受付

ア 受付期間

(7) 新規申請

令和 6 年 8 月 2 6 日から令和 6 年 9 月 1 3 日まで

(i) 更新申請

a 建設工事のみ

令和 6 年 9 月 1 7 日から令和 6 年 1 1 月 2 2 日 2 3 時 0 0 分まで

ただし、設計・調査・測量及び土木施設維持管理を同時に申請する場合の受付期間は、b のとおりとする。

b 設計・調査・測量及び土木施設維持管理

令和 6 年 9 月 1 7 日から令和 6 年 1 1 月 8 日 2 3 時 0 0 分まで

イ 受付方法

共同受付窓口である埼玉県への電子申請とする。

ウ 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県総務部入札審査課審査担当（工事）

(4) 資格審査の申請に使用する言語等

ア 申請書は、日本語で記載すること。

イ 申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ウ 申請書以外の添付書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

6 資格審査基準日

(1) 建設工事

申請時において有効な経営事項審査の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

(2) 設計・調査・測量、土木施設維持管理

申請日直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

7 代理人

(1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。

(2) 建設工事に係る代理人は、業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とし、当該業種について建設業許可を受けている営業所でなければならない。

(3) 設計・調査・測量に係る代理人は、業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とし、5人以内とする。

なお、測量業務については、測量業者登録を受けている営業所でなければならない。

また、建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている営業所でなければならない。

(4) 土木施設維持管理に係る代理人は、1人とする。

8 競争入札参加資格の資格審査数値

(1) 建設工事

資格審査数値は、資格審査基準日において、建設業法第27条の29第1項の規定による経営事項審査の総合評定値に別表2に定める発注者別評価点を加算した数値とする。ただし、発注者別評価点の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価点の合計を0点とする。

なお、経営事項審査の総合評定値は、平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第一に規定する経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、国土交通省告示第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、国土交通省告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」（以下「国土交通省通知」という。）により算出した評点とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち官公需適格組合の証明を受けた者（以下「官公需適格組合」という。）であって、資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行うものとする。

(ア) 工事の種類別年間平均完成工事高

(イ) 工事の種類別年間平均元請完成工事高

(ウ) 自己資本の額

(エ) 利益額

(オ) 技術職員の数

イ 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の国土交通省通知別紙1及び2に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）を用いるものとする。

9 競争入札参加資格の等級区分

(1) 建設工事

等級区分は、8(1)で定める資格審査数値をもとに、一部の業種について業種別に等級を区分することにより行う。

ア 等級区分を行う業種

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業

イ 業種別の等級

(7) 土木工事業及び建築工事業

S級、A級、B級及びC級の4級に区分する。

(4) とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業

A級、B級及びC級の3級に区分する。

(2) その他

ア 各等級における数値区分及び技術者数は、資格審査終了後に、名簿登載者のバランス等を考慮して決定する。

イ 別表2のうち、埼玉県電子入札共同システムの共同受付窓口である埼玉県が審査する項目については、埼玉県における審査結果を適用するものとする。

ウ 別表1及び別表2について、関係法令の改正等により書類の取扱いに変更が生じた場合には、それに応じた取扱いをするものとする。

10 等級区分の方法等の公表及び資格者名簿への登載

(1) 市長等は、資格審査終了後、次に掲げる事項について告示する。

ア 等級区分の方法

イ 競争入札参加資格を得た者の数

(2) 市長等は、資格審査を受けた者を、4に定める申請区分ごとの資格者名簿に登載するものとする。

11 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、令和8年度の有効期間中に別に定める。

12 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、郵送により通知する。

13 変更等の届出

(1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、埼玉県電子入札共同システムを利用して市長等に届け出るとともに、関係書類を共同受付窓口である埼玉県に提出するものとする。また、変更の届出を必要とする申請内容については、さいたま市ホームページにて公表する。

(2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出るものとする。

- ア 2(1)アに該当する者となったとき。
- イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。
- ウ 営業停止命令を受けたとき。
- エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- オ 金融機関に取引を停止されたとき。
- カ 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。
- ク 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

1.4 競争入札参加資格の再審査

- (1) 3(6)の規定にかかわらず、相続、合併、会社分割又は事業譲渡等により、名簿登載者から申請区分に係る当該事業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、市長等に再審査の申請をしなければならない。なお、申請書類については、共同受付窓口である埼玉県への提出をもって、市長等に申請したものとみなす。
- (2) 3(6)の規定にかかわらず、名簿登載者で、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、再審査の申請をしなければならない。

1.5 資格者名簿からの抹消

- (1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。
 - ア 2(1)に該当する者となったとき。
 - イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。
 - ウ 金融機関に取引を停止されたとき。
 - エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。
 - オ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。
- (2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。
 - ア 1.3(1)又は同(2)（ウ、エ及びカに係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。
 - イ 競争入札参加資格申請、変更に関する届出又は競争入札参加資格再審査申請等に際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。
 - ウ 名簿登載者として不適当であると埼玉県電子入札共同システム参加自治体に認められ、当該自治体の資格者名簿から抹消されたことが判明したとき。
- (3) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業種又は業務に

ついて資格者名簿から抹消するものとする。

ア 建設工事にあつては、資格者名簿に登載されている業種についての建設業許可を受けていない者となつてから、新たに建設業許可を受けることなく90日を経過したとき。

イ 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから、新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。

ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となつてから、新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。

エ 資格者名簿に登載されている業種又は業務について、その営業を廃止したとき又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

1.6 資料提出等の請求

市長等は、必要があると認めるときは、この告示に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

1.7 追加の資格審査

市長等は、必要があると認める場合には、追加で資格審査を実施することができる。この場合の資格審査申請の方法及び競争入札参加資格の有効期間等については別に定める。

1.8 特定調達契約に係る取扱い

競争入札参加資格の有効期間中は、当該申請業種又は業務ごとに、さいたま市及びさいたま市水道局において行われる、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る資格を有する者として取り扱うものとする。

1.9 その他

詳細は、埼玉県ホームページにて公開する令和7・8年度競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表 1

添付書類	申請区分		
	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】	○	○	○
法人番号の確認資料（「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの）【法人で新規申請者のみ対象】	○	○	○
「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）（写し可）【法人のみ対象】	○	○	○
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○
後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（写し可）【個人事業主で新規申請者のみ対象】	○	○	○
欠格事由に関する誓約書【個人事業主で後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書が提出できない新規申請者のみ対象】	○	○	○
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○
経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○		
社会保険等の加入確認資料の写し【経営事項審査の総合評定値通知書で社会保険等が「無」の場合又は建設工事を申請しない場合のみ対象】	○		○
建設業許可通知書の写し又は許可証明書（写し可）	○		
建設業許可申請書（様式一号）及び営業所一覧表（別紙二）の写し	○		
建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）の写し【代理人を設置する場合のみ対象】	○		
資格情報を証明する書類の写し【対象工事を希望する場合のみ対象】	○		
登録状況を証明する書類の写し		○	
申請事業所の写真・案内図【代理人を置く事業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○	○

添付書類		申請区分	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況			○	○	○
公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001認証取得登録証の写し【申請業種又は業務について取得している場合のみ対象】			○	○	○
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001認証取得登録証の写し【申請業種又は業務について取得している場合のみ対象】			○	○	○
監理技術者の状況			○		
建設業労働災害防止協会加入証明書（写し可）			○		
組合員名簿、役員名簿【協同組合等のみ対象】			○	○	○
官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合	官公需適格組合証明書の写し		○		
	経営事項審査の総合評価値通知書の写し（組合と組合員のもの）		○		
	官公需適格組合資格審査数値計算表		○		
行政書士が代理申請する場合の委任状【行政書士が代理申請する更新申請者のみ対象】			○	○	○
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】			○	○	○
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】			○	○	○
納税状況等照会同意書兼誓約書【新規申請者のみ対象】			○	○	○
個別情報報告書			○	○	○
資本関係・人的関係調書			○	○	○

申請区分 添付書類	建設工事	設計・調査・測量	土木施設 維持管理
災害協定の協定書の写し又は災害協定締結団体加盟証明書	○		
一般財団法人持続性推進機構によるエコアクション21の認証・登録証の写し（ISO14001を認証取得し、登録証の写しを提出している場合は、提出不要）	○		
以下のア～ウのいずれかの書類の写し ア さいたま市と締結している包括連携協定書 イ さいたま市SDGs認証企業認証書 ウ さいたま市健康経営企業認定証	○		
さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者との間で締結した災害協定等の写し又は要請に基づく活動実績の報告【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		
女性技術者又は若手技術者（申請日現在35歳未満の者）の資格者証及び常勤していることがわかる書類の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		
CPDS／CPDで取得した単位数等がわかる証明書等の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内で土木・建築・電気・管・舗装・造園のいずれかの業種を申請する場合のみ対象】	○		
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		
さいたま市消防団協力事業所表示証交付書の写し又は消防団協力事業所認定継続通知書の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		
協力雇用主の登録に関する証明書【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○		
送付票【更新申請者のみ対象】	○	○	○

別表 2

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
災害時復旧協力協定締結	以下のいずれかに該当する者 ○ さいたま市長と「大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務・工事に協力することとなっていること ○ さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定」を締結している団体に加盟し、又は「震災時における復旧工事の協力に関する協定」を締結し、復旧工事に協力することとなっていること ○ さいたま市長と「災害時における電気設備の復旧に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧活動等の支援に関して協力することとなっていること ○ 上記と類似の協定等について、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害時における応急復旧業務に関する協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、応急復旧工事に協力することとなっていること なお、締結している協定等は令和6年8月1日現在有効なもののみとする。	30点	協定締結団体に加盟又は協定を締結している者・申請全業種
災害協定等に基づく活動実績	令和4年8月1日から令和6年7月31日までの間で、次の活動実績を有する者 ○ さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者との間で協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、災害時における応急復旧等の活動をした者。 ○ さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者からの要請に基づき、災害時における応急復旧等の活動をした者。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
品質管理	ISO9001の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数		対象者及び 対象業種
優秀建設工事 業者表彰	令和５年度・令和６年度に「さいたま 市優秀建設工事業者表彰」を受けた者	受賞１案件につき２０ 点		受賞者・該当業種
入札参加停止	令和５年１月１日から令和６年１２ 月３１日までの間の入札参加停止の期 間に応じて減点	１月につき－５点		全者・申請全業種
工事成績	① 令和５年１月１日から令和６年 １２月３１日までの間に受けた本市 発注工事の工事検査に係る工事成績 の平均点に応じ加減点（共同企業体で の実績は除く。また、実績のない者は ０点とする。）	工事成績 平均点	加減点	全者・該当業種
		８２点以上	３０点	
		７９点以上 ８２点未満	２０点	
		７６点以上 ７９点未満	１０点	
		６５点以上 ７６点未満	０点	
		６５点未満	－２０点	
	② ①の算出の基礎となった工事成績 中６５点に満たない案件があった場 合	１案件につき－５点		
地域加算	さいたま市内に建設業法に基づく主 たる営業所を有する者	２０点		市内に建設業法 に基づく主たる 営業所を有する 者・申請全業種
女性技術者又 は若手技術者 の雇用	建設業法第７条第２号及び同法第１ ５条第２号に規定する専任の技術者（実 務経験のみによるものは除く。）になり 得る女性技術者又は若手技術者（申請日 現在３５歳未満の者）が１人以上常勤し ている場合（従業員にあっては申請日に おいて既に３か月以上の雇用関係にあ り、以後１年以上の雇用が見込まれるも のに限る。）	１０点		市内に建設業法 に基づく主たる 営業所を有する 者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種	
CPDS／CPD（継続学習）の取組み状況	CPDS／CPD（継続学習）に取り組んでいる技術者の取得した単位数に応じ、申請時に在籍している企業に対して、令和元年8月1日から令和6年7月31日の期間で取得したものに対して加点する。 ① 「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数 ② 「建築CPD運営会議」が実施する情報提供制度(CPD)における企業ごとの認定時間数 ③ 「公益社団法人土木学会」が実施する土木学会CPD制度における企業ごとの取得単位数 ④ 「造園CPD協議会」が実施する継続教育制度(CPD)における企業ごとの取得単位数	①一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者 ①対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業 ②対象業種 建築工事業 電気工事業 管工事業 ③対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業 ④対象業種 造園工事業	
		取得単位数		配点
		1～19		1点
		20～39		2点
		40～59		4点
		60～79		6点
		80～99		8点
		100～		10点
		②建築CPD運営会議		
		取得単位数		配点
		1～11		1点
		12～23		2点
		24～35		4点
		36～47		6点
		48～59		8点
		60～		10点
		③公益社団法人土木学会、④造園CPD協議会		
取得単位数	配点			
1～49	1点			
50～99	2点			
100～149	4点			
150～199	6点			
200～249	8点			
250～	10点			
※申請業種ごとの上限は10点とする				

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
障害者雇用	○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第４３条に係る報告義務がある場合、申請日直近の６月１日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者 ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律第４３条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を１人以上雇用し、障害者雇用の状況を提出した者	２０点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
環境への配慮等	ＩＳＯ１４００１の認証を取得している場合又はエコアクション２１の認証を取得している場合	１０点	全者・申請全業種
子育て支援	○ 従業員１００人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第１２条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第１５条の２の規定による認定を受けている者 ○ 従業員１０１人以上の企業等の場合、同法第１３条又は第１５条の２の規定による認定を受けている者	１０点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
女性の活躍推進	○ 従業員１００人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第８条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第１２条の規定による認定を受けている者 ○ 従業員１０１人以上の企業等の場合、同法第９条又は第１２条の規定による認定を受けている者	１０点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
消防団協力事業所	さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第６条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている者	１０点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
協力雇用主	法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者	１０点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
その他	以下のいずれかに該当する者 ○ さいたま市と包括連携協定を締結している者 ○ さいたま市ＳＤＧｓ認証企業として認証されている者 ○ さいたま市健康経営企業として認定されている者又はさいたま健康ネットワークに加入している者	１０点	該当者・申請全業種

協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加減点対象とする。

さいたま市告示第１２９６号

さいたま市水道局告示第１０１号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定に基づき、令和７年度及び令和８年度において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託の契約（以下「物品等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法を定めたので、施行令第１６７条の５第２項及び第１６７条の１１第３項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月26日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

2 競争入札に参加することができない者

(1) 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

ア 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者

(2) 名簿登載者が、許可、認可又は登録等（以下「登録等」という。）を営業の要件とする営業品目について登録等を受けていないときは、当該営業品目に係る競争入札に参加することができない。

3 資格審査を受けることができない者

(1) 2の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者

(2) 申請日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

(3) 14(2)オ又はカに該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から3年を経過しない者

(4) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(5) 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税。ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

4 資格審査の申請区分等

(1) 資格審査は、次表に掲げる業種に係る営業品目ごとに行う。

物品の販売	物品の賃貸	物品の買受け
印刷の請負	電子計算に関する業務	催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務
建築物の管理に関する業務		

(2) 申請することができる営業所は、主たる営業所（本店又は本社等をいう。）又は代理人を置く営業所のいずれか一つとする。

5 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

ア 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、埼玉県電子入札共同システムを利用して、競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を市長等にするものとする。

イ 電子申請に使用できる漢字は、J I S 第一水準及び第二水準とする。申請内容（人名及び法人名を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。

ウ 申請者は、別表 1 に掲げる書類を添えて、市長等に電子申請をするものとする。なお、共同受付窓口である埼玉県への提出をもって、市長等に申請したものとみなす。

エ 市長等は、特に必要があると認めるときは、別表 1 にかかわらず、申請の際の書類を別に定めることができる。

(2) 申請書等の取得方法

申請者に対し、次のとおり申請書等を配布する。

埼玉県ホームページからダウンロード

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinbuppintop/index.html>

(3) 資格審査の申請受付

ア 受付期間

(ア) 定期受付

令和 6 年 9 月 1 0 日から令和 6 年 1 1 月 2 9 日まで

(イ) 随時受付

令和 7 年 4 月 7 日から令和 9 年 2 月 5 日まで

イ 受付方法

共同受付窓口である埼玉県への電子申請とする。

ウ 提出先

〒 3 3 0 - 9 3 0 1 さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1

埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

(4) 資格審査の申請に使用する言語等

ア 申請書は、日本語で記載すること。

イ 申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ウ 申請書以外の添付書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和 2 2 年大蔵省令第 9 5 号）第 1 6 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

6 資格審査基準日

申請日直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

7 代理人

(1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。

(2) 代理人は 1 人とする。

8 競争入札参加資格の資格審査数値

資格審査数値は、別表 2 (1)から(6)に定める経営財務状況の点数に、別表 2 (7)から(12)に定める発注者別評価項目の点数を加算した数値とする。ただし、発注者別評価項目の点数の合計が 0 点未満となった場合には、発注者別評価項目の点数の合計を 0 点とする。

また、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち官公需適格組合の証明を受けた者（以下「官公需適格組合」という。）であって、資格審査に係る営業品目の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者の経営財務状況の値は、別表 2 (6)に定める「営業期間」を除き当該組合と 5 以内の組合員の合計値を用いて算出するものとする。

9 競争入札参加資格の等級区分

(1) 等級区分は、8 で定める資格審査数値をもとに、一部の営業品目について等級を区分することにより行う。

ア 等級区分を行う営業品目

建築物の管理に関する業務のうち、管理業務、運転業務及び点検・検査業務

イ 等級

A 級、B 級及び C 級の 3 級に区分する。

(2) 数値区分の決定

ア 各等級における数値区分は、資格審査終了後に、名簿登載者のバランス等を考慮して決定する。

イ 別表 2 のうち、埼玉県電子入札共同システムの共同受付窓口である埼玉県が審査する項目については、埼玉県における審査結果を適用するものとする。

ウ 別表 1 及び別表 2 について、関係法令の改正等により書類の取扱いに変更が生じた場合には、それに応じた取扱いをするものとする。

10 等級区分の方法等の公表及び資格者名簿への登載

(1) 市長等は、資格審査終了後、次に掲げる事項について告示する。

ア 等級区分の方法

イ 競争入札参加資格を得た者の数

(2) 市長等は、資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

11 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

(ア) 定期受付

定期受付による資格の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(イ) 随時受付

随時受付による資格の有効期間は、資格者名簿に登録された日（以下「資格登録日」という。）から令和 9 年 3 月 31 日までとする。なお、令和 7 年 4 月 7 日から令和 9 年 2 月 5 日までに受付した者に係る資格登録日は、毎月 5 日（5 日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は翌開庁日）までに受付したものについては、翌月の 1 日とする。ただし、令和 7 年 5 月 1 日の登録は行わないものとする。

(2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、令和8年度の有効期間中に別に定める。

1.2 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、郵送により通知する。

1.3 変更等の届出

(1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、埼玉県電子入札共同システムを利用して市長等に直ちに届け出るとともに、関係書類を共同受付窓口である埼玉県に提出するものとする。また、変更の届出を必要とする申請内容については、さいたま市ホームページにて公表する。

(2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出るものとする。

ア 2(1)アに該当する者となったとき。

イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。

ウ 営業停止命令を受けたとき。

エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

オ 金融機関に取引を停止されたとき。

カ 官公需適格組合の証明を受けた協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。

1.4 資格者名簿からの抹消

(1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

ア 2(1)に該当する者となったとき。

イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。

ウ 金融機関に取引を停止されたとき。

(2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

ア 1.3(1)又は同(2)(ウ、エ及びカに係るものに限る。)の規定による届出を怠ったとき。

イ 競争入札参加資格審査申請又は変更に関する届出に際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。

ウ 名簿登載者として不適当であると埼玉県電子入札共同システム参加自治体に認められ、当該自治体の資格者名簿から抹消されたことが判明したとき。

エ 営業に関し必要な登録等の取消しを受けたとき。

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

カ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

1.5 資料提出等の請求

市長等は、必要があると認めるときは、この告示に定めるもののほか、資格審査を申請した者

に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

1 6 特定調達契約に係る取扱い

競争入札参加資格の有効期間中は、当該申請営業品目ごとに、さいたま市及びさいたま市水道局において行われる、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る資格を有する者として取り扱うものとする。

1 7 その他

詳細は、埼玉県ホームページにて公開する令和7・8年度競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表 1

受付表・データ登録確認
確認書
「法人税」並びに「消費税及地方消費税」の納税証明書（その３の３）（写し可）【法人のみ対象】
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その３の２）（写し可）【個人事業主のみ対象】
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】
申請日直前一事業年分の決算書類の写し（表紙（法人名、会計期間の記載のあるもの）、貸借対照表、損益計算書。ただし単独決算のものに限る。）【法人のみ対象】
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】
申請日直前一年分の所得税確定申告書の添付書類の写し（青色申告者は所得税青色申告決算書（表紙、月別売上（収入金額）及び仕入金額、貸借対照表）、白色申告者は収支内訳書）【個人事業主のみ対象】
申請日現在有効な許可、認可又は登録等の証明書等の写し
障害者雇用状況報告書の写し
公益財団法人日本適合性認定協会（以下「ＪＡＢ」という。）又はＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したＩＳＯ９００１認証取得登録証の写し
ＪＡＢ又はＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したＩＳＯ１４００１認証取得登録証の写し
同意書
行政書士委任状【行政書士による代理申請の場合のみ対象】
組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同組合等のみ対象】
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】

個別情報報告書	
契約実績表	
一般財団法人持続性推進機構によるエコアクション21の認証・登録証の写し（ISO14001を認証取得し、登録証の写しを提出している場合は、提出不要）	
事業所の写真・案内図【代理人を置く事業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	
以下のア～ウのいずれかの書類の写し【建築物管理のうち、管理業務、運転業務又は点検・検査業務を申請する場合のみ。以下同じ。】 ア　さいたま市と締結している包括連携協定書 イ　さいたま市SDGs認証企業認証書 ウ　さいたま市健康経営企業認定証	
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し	
官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合	官公需適格組合証明書の写し
	官公需適格組合の組合員ごとの格付情報内訳
	当該組合と組合員の申請日現在有効な許可、認可又は登録等の証明書の写し
	当該組合と組合員の申請日直近の決算書類の写し（表紙（法人名、会計期間の記載のあるもの）、貸借対照表、損益計算書。ただし単独決算のものに限る。）

別表 2

(1) 売上額

売上額	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満
点数	35点	33点	31点	29点	27点	25点
売上額	2億円以上 3億円未満	15千万円以上 2億円未満	1億円以上 15千万円未満	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満
点数	23点	21点	19点	17点	15点	13点
売上額	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	
点数	11点	9点	7点	5点	3点	

(2) 自己資本の額

自己資本の額	1億円以上	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満
点数	15点	14点	13点	11点	9点	7点
自己資本の額	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1百万円以上 5百万円未満	0円以上 1百万円未満	マイナス資本	
点数	5点	3点	2点	1点	-2点	

(3) 流動比率

流動比率	150以上	130以上 150未満	110以上 130未満	90以上 110未満	70以上 90未満	70未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(4) 自己資本比率

自己資本比率	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(5) 従業員数

従業員数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
点数	10点	8点	6点	4点	1点

(6) 営業期間

営業期間	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満
点数	10点	8点	6点	4点	2点	0点

(7) 障害者雇用

雇用	法定雇用障害者数以上を雇用している	法定雇用障害者数以上を雇用していない
点数	5点	0点

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者

なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加点対象とする。

(8) 子育て支援

届出 又は 認定	有	無
点 数	5 点	0 点

- 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第15条の2の規定による認定を受けている者
- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者
なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加対象とする。

(9) 女性の活躍推進

届出	有	無
点 数	5 点	0 点

- 従業員100人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第12条の規定による認定を受けている者
- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者
なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加対象とする。

(10) ISO・エコアクション21認証取得

認 証 取 得	ISO9001		ISO14001 又は エコアクション21	
	有	無	有	無
点 数	5 点	0 点	5 点	0 点

- ISO9001
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合
- ISO14001又はエコアクション21
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合
なお、ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のいずれの場合も、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加対象とする。

(11) その他

締結 認証 又は認定	さいたま市と包括連携協定、 さいたま市SDGs認証企業、 さいたま市健康経営企業 又はさいたま健幸ネットワーク	
	有	無
点 数	5 点	0 点

以下のいずれかに該当する者

- さいたま市と包括連携協定を締結している者
- さいたま市SDGs認証企業として認証されている者
- さいたま市健康経営企業として認定されている者又はさいたま健幸ネットワークに加入している者

(12) 入札参加停止

入札参加停止	令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間の 入札参加停止期間に応じて減点
点 数	1月につき－1点

さいたま市告示第 1 2 9 5 号

さいたま市水道局告示第 1 0 0 号

令和 7 年度及び令和 8 年度において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する施設、その他又は物品の小規模な修繕請負契約に係る事業者の登録について必要な事項を定めたので、次のとおり公示する。

令和 6 年 7 月 2 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 用語の定義

この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模修繕

内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易な 1 0 0 万円以下の小規模な修繕請負のことをいう。

(2) 登録名簿

さいたま市小規模修繕業者登録名簿のことをいう。

(3) 業者登録

小規模修繕の契約を希望する事業者を、登録名簿に登載することをいう。

(4) 市長等

さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者のことをいう。

2 小規模修繕業者登録をすることができない者

小規模修繕業者登録を希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、業者登録をすることができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に掲げる者

(2) 施行令 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長等が不適格であると認める者

(4) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(5) 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納入中である者

(6) 個人事業主の場合は、さいたま市に住民登録を有しない者、さいたま市内に本店を有しない者又はさいたま市外にある事業所で登録をしようとする者

(7) 法人の場合は、さいたま市内に主たる営業所（本社・本店等）を有しない者又はさいたま市外にある事業所で登録をしようとする者

(8) さいたま市の実施する競争入札の参加資格に関する審査を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者

(9) 次に掲げる者は、その資格の有効期限内において資格審査を受けることができない。

- ア 一度登録の申請を受けた登録業務を他の登録業務に変更しようとする者
- イ 一度登録の申請を受けた登録業務について、再度登録の申請を受けようとする者
- ウ 登録の有効期間内に申請することができる登録業務の上限まで既に申請を行った者

3 登録業務等

- (1) 登録業務の区分は次表に掲げるとおりとする。

大工	内装	屋根
畳	ふすま・障子	ガラス
給排水設備	給湯設備	トイレ
サッシ・カーテン	空調設備	ガス管配管設備
厨房設備	電気設備	ドア・シャッター
塗装	防犯設備	外構・フェンス
その他修繕	物品修繕	

- (2) 登録の有効期間内に申請することができる登録業務の数は5以内とする。

4 業者登録の方法

業者登録を希望する事業者は、小規模修繕業者登録申請書に次に掲げる書類を添付し、市長等に提出するものとする。

- (1) 小規模修繕登録希望業務申請書
- (2) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】
- (3) 身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】
- (4) 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（写し可）【個人事業主のみ対象】
- (5) 「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）又はこれと同じ税目について交付された納税証明書（その3）（写し可）【法人のみ対象】
- (6) 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）又はこれと同じ税目について交付された納税証明書（その3）（写し可）【個人事業主のみ対象】
- (7) さいたま市の市税納税証明書（写し可）【納付状況等照会に同意しない場合のみ対象】
- (8) 行政書士委任状【行政書士による代理申請の場合のみ対象】
- (9) その他必要と認める書類

5 受付期間

- (1) 令和6年9月2日から令和6年10月4日まで（以下「定期登録」という。）
- (2) 令和7年4月1日から令和9年2月15日まで（以下「随時登録」という。）

ただし、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。

6 登録名簿への登載

市長等は、登録の申請があったときはこれを審査し、適格と認めたときは、登録名簿に登載し、一般に公開する。

7 登録の有効期間

- (1) 定期登録
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 随時登録
登録名簿に登録された日から令和9年3月31日まで
- 8 業者登録結果の通知
業者登録の結果については、郵送により通知する。
- 9 変更等の届出
登録名簿に登録された者は、申請内容に変更が生じたときは、直ちに関係書類を添えて市長等に対し届け出るものとする。
- 10 登録名簿からの抹消
市長等は次の各号のいずれかに該当するときは、その者を登録名簿から抹消するものとする。
 - (1) 2(1)、(2)、(3)、(6)、(7)又は(8)に該当する者となったとき。
 - (2) 登録名簿からの抹消を申し出たとき。
 - (3) その他市長等が必要と認めるとき。
- 11 資料提出等の請求
市長等が必要があると認めるときは、この告示に定めるもののほか、小規模修繕業者登録の申請をした者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。
- 12 その他
詳細は、令和7・8年度さいたま市小規模修繕業者登録申請の手引による。

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第1286号

さいたま市情報システムに係る業務継続マネジメント業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年7月25日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
さいたま市情報システムに係る業務継続マネジメント業務
 - (2) 履行場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
 - (3) 業務概要
仕様書のとおり
 - (4) 履行期間
契約締結の日から令和7年2月28日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）、県、政令指定都市又は中核市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

担当 デジタル改革担当 電話 048（829）1047

(2) 交付期間

告示の日から令和6年8月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-R

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年8月9日（金）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル
改革推進部デジタル改革担当

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和6年8月14日（水）までに発送するものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月23日（金）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月23日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048 (829) 1033 FAX 048 (829) 1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048 (829) 1047 FAX 048 (829) 1985

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1303 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 7 月 29 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

再生コピー用紙（A3）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所、市内各市立学校、市内各市立保育園

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 契約期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「紙製品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和6年8月26日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年9月2日(月)及び令和6年9月3日(火)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月11日(水)午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月11日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1253 号

さいたま市固定資産評価システムハードウェア賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 7 月 22 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市固定資産評価システムハードウェア賃貸借

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 11 年 9 月 30 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA 機器リース等」で登載

されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課
担当 土地係 電話 048（829）1185

(2) 交付期間

告示の日から令和6年8月5日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

(2) 受付期間

告示の日から令和6年8月5日（月）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 6 年 8 月 7 日（水）午前 9 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 9 4 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1 月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 8 月 9 日（金）午前 1 0 時 0 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4　さいたま市役所西会議棟 1 階第 5 会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 8 月 9 日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (4)イに同じ

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4　さいたま市財政局税務部税制課

電話　0 4 8（8 2 9）1 1 6 0　FAX　0 4 8（8 2 9）1 9 8 6

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課

電話 048（829）1185 FAX 048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部固定資産税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1297 号

さいたま市災害時医療機関情報収集・保健医療体制整備事業タブレット型端末等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 7 月 29 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市災害時医療機関情報収集・保健医療体制整備事業タブレット型端末等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷 7-5-12 外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

(1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/005/p115728.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和6年8月19日（月）午後4時まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和6年7月31日（水）から令和6年8月19日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例）第2号第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局保健所保健所管理課

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和6年8月21日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に９４円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

６ 入札手続等

(１) 入札方法

単価（月額賃借料）で行う。入札金額は、１月当たりの月額賃借料を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(２) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和６年８月２９日（木）午前１０時００分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷７－５－１２　さいたま市保健所２階第２研修室

(３) 入札保証金

見積もった金額（月額賃借料）に月数をそれぞれ乗じた額の合計の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

(４) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和６年８月２９日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

６(２)イに同じ

(５) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(６) 入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

(７) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷７－５－１２　さいたま市保健衛生局保健所保健所管理課

電話　０４８（８４０）２２０５　ＦＡＸ　０４８（８４０）２２２８

７ 契約手続等

(１) 契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

(２) 契約書作成の要否

要

(３) 議決の要否

否

8 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局保健所保健所管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1289号

さいたま市桜環境センターアルミプレス売却外5件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年7月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市桜環境センターアルミプレス売却
- イ さいたま市東部環境センターアルミプレス売却
- ウ さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却
- エ さいたま市桜環境センタースチールプレス売却
- オ さいたま市東部環境センタースチールプレス売却
- カ さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却

(2) 履行場所

- ア 1(1)ア及びエの売却 さいたま市桜区新開4-2-1 さいたま市桜環境センター
- イ 1(1)イ及びオの売却 さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市東部環境センター
- ウ 1(1)ウ及びカの売却 さいたま市浦和区大原5-12-1 有限会社太盛リサイクルセンター

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

- ア 1(1)ア、ウ、エ、カの期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
- イ 1(1)イ及びオの期間 令和6年10月1日から令和7年1月17日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「物品の修理及び不用品の買受」内の営業種目「不用品買受」で掲載されている者であること
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

(6) アルミプレス又はスチールプレスの売却について、さいたま市又は過去3年間(令和3年8月22日から令和6年8月22日まで)に他市町村で実績を有する者であること。

なお、実績とは、アルミプレス又はスチールプレスの売却に際し、さいたま市又は他市町村において入札又は見積合わせに参加したことをいう。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p040418.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和6年8月21日(水)まで

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和6年8月21日(水)まで(持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。)

(3) 受付場所

ア 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部

廃棄物対策課

担当 保里 電話 048(829)1336

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課

担当 小川 電話 048(829)1343

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和6年9月2日（月）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの売却 令和6年9月4日（水）午前10時00分
- (イ) 1(1)イの売却 令和6年9月4日（水）午前10時20分
- (ウ) 1(1)ウの売却 令和6年9月4日（水）午前10時40分
- (エ) 1(1)エの売却 令和6年9月4日（水）午前11時00分
- (オ) 1(1)オの売却 令和6年9月4日（水）午前11時20分
- (カ) 1(1)カの売却 令和6年9月4日（水）午前11時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月4日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の禁止

この告示に係る入札のうち、1(1)ア、イ及びウのアルミプレス売却は、一抜け方式とする。落札者（契約者となる者）となった者は、その後行われる他のアルミプレス売却の入札への参加を辞退するものとし、辞退届を提出すること。1(1)エ、オ及びカのスチールプレス売却においても同様とする。

(8) 入札事務を担当する課

ア 1(1)ア、ウ、エ及びカの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
電話 048(829)1336 FAX 048(829)1991

イ 1(1)イ及びオの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課
電話 048(829)1343 FAX 048(829)1991

(9) 業務を担当する課

ア 1(1)ア及びエの売却

6(8)イに同じ

イ 1(1)イ及びオの売却

さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター
電話 048(684)3802 FAX 048(686)0466

ウ 1(1)ウ及びカの売却

6(8)アに同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1 2 9 0 号

さいたま市古繊維類売買業務（西・中央区）外 3 件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 7 月 2 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
 - ア さいたま市古繊維類売買業務（西・中央区）
 - イ さいたま市古繊維類売買業務（西・北・中央区）
 - ウ さいたま市古繊維類売買業務（見沼・緑・岩槻区）
 - エ さいたま市古繊維類売買業務（桜・浦和区外）

- (2) 履行場所
仕様書のとおり

- (3) 業務概要
仕様書のとおり

- (4) 履行期間
令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5 ・ 6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「物品の修理及び不用品の買受」内の営業種目「不用品買受」で登載され、かつ、市内に古繊維類の選別工場（さいたま市古繊維類売買業務仕様書第 4 項に定める業務内容に基づく選別処理を行うための機器を備え、受け入れた古繊維類を保管するために必要な面積を有する施設）及び本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要

綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は、この限りでない。
- (5) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

- (1) 交付方法
さいたま市ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p100726.html>
- (2) 交付期間
告示の日から令和６年８月１９日（月）まで
- (3) 交付費用
無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
告示の日から令和６年８月１９日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）
- (3) 受付場所
〒３３０－９５８８ さいたま市浦和区常盤６－４－４ さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
担当 保里 電話 ０４８（８２９）１３３６
- (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和6年9月2日（月）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの売却 令和6年9月4日（水）午後2時00分
- (イ) 1(1)イの売却 令和6年9月4日（水）午後2時10分
- (ウ) 1(1)ウの売却 令和6年9月4日（水）午後2時20分
- (エ) 1(1)エの売却 令和6年9月4日（水）午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月4日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の制限

本入札は、1者が複数の落札者となることはできないものとする。なお、落札した者は、以降の入札に参加している場合は、辞退届を提出すること。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

電話 048 (829) 1336 FAX 048 (829) 1991

(9) 業務を担当する課

6(8)に同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

○競争入札参加資格関連の告示

さいたま市告示第1275号

令和6年度に実施する市庁舎等における自動販売機等設置場所の貸付事業について、応募に必要な資格を定めたので、次のとおり公示する。

令和6年7月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 用語の定義

この告示において業者登録とは貸付契約を希望する事業者をさいたま市自動販売機設置業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載することをいう。

2 登録業務

飲料、アイス類の自動販売機又は自動証明写真機の設置、管理及び販売の業務

3 業者登録の資格

業者登録の資格を有する者は、次の各号を満たす者とする。

(1) 市内の個人事業者又は県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人事業者であること。ただし、アイス類の自動販売機若しくは自動証明写真機の設置等を行う事業者又は公募による自動販売機の設置場所が市外の場合は、この限りではない。

(2) 自動販売機の設置、管理等の業務を自ら行い、かつ、同種の契約等を過去2年の間に2回以上全て誠実に履行した個人又は法人であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者及び第2項の規定によりさいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- イ 県税又は市税に滞納がある者。ただし、市外の個人事業者又は県外の法人事業者が申請を行う場合は、当該事業者所在地の都道府県税又は市町村税に滞納がある者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条若しくは第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等又はその構成員
- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体又は構成員
- オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属している者
- カ さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）又はさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置を受けている者又はさいたま市から不利益処分を受けている者

4 業者登録の方法

業者登録を希望する事業者は、申請書にさいたま市自動販売機設置業者登録名簿制度実施要領（以下「実施要領」という。）に定める必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 受付期間

令和6年8月13日（火）から令和6年9月2日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日进行を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(2) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課

(3) 提出方法

持参又は郵送

5 実施要領の交付

(1) 交付場所

ア さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p115590.html>

イ 4(2)に同じ

(2) 交付期間

告示日から令和6年9月2日（月）まで（5(1)イにおいては、休日を除く午前9時から午後5時まで）

6 登録審査

市長は、登録の申請があったときはこれを審査し、適格と認めたときは、登録名簿に記載し、一般に公開する。

7 審査結果の通知

審査の結果については、郵送により通知する。

8 登録の有効期間

登録名簿に登録された日から2年間

9 その他

詳細は、実施要領による。

〔水道局〕

○特定調達契約に係る一般競争入札の中止

さいたま市水道局公告（調達）第 1 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により令和 6 年 6 月 1 7 日さいたま市水道局公告（調達）第 9 号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市水道局契約事務規程（平成 1 3 年さいたま市水道部企業管理規程第 3 4 号）第 2 6 条第 2 項の規定により公示する。

令和 6 年 7 月 3 1 日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 中止とした一般競争入札

件名 さいたま市水道局馬宮配水場外 7 2 か所で使用する電気

2 中止とした理由

入札参加者がいないため。